

## 訪問介護重要事項説明書

### 1. 「ぽれぽれ白櫃コンフォート」が提供するサービスについての

相談・苦情受付窓口

電話番号 0744-28-6527

担当窓口 小野 員弘 (午前9時～午後6時)

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2. 事業の目的

この事業は、社会福祉法人うねび会が開設する訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所では介護の状態にある高齢者に対し、ひとりひとりゆっくりと穏やかに生活していただけるよう適正な訪問介護・介護予防訪問介護を提供することを目的とします。

### 3. 運営方針

- (1) 「尽道楽生」～ゆっくり、楽しく、ご一緒に～の理念のもと「笑い」と「穏やかな生活」を常に求め、ひとりひとりの尊厳を大切にしてお世話をさせていただきます。
- (2) 家庭的な環境のもとで日常生活上のお世話及び生活リハビリテーションを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- (3) 健康維持のため健康管理に努め、協力医療機関との連携を密にします。
- (4) 自然との触れ合いを大切にします。
- (5) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. ぽれぽれ白櫃コンフォートの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ぽれぽれ白櫃コンフォート
所在地	橿原市北越智町321番地
介護保険指定番号	奈良県2970502759
サービスを提供する地域	大和高田市、橿原市、桜井市、高取町、明日香村、御所市の区域とする。

	<p>※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。 ※上記地域以外は交通費をいただきます。</p>
--	--

(2) 同事業所の職員体制及び職務の内容

		資格	常勤	非常勤	計
管理者		介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者		介護福祉士	2名		2名
事務職員（兼務）			1名	1名	2名
従事者	介護福祉士		2名以上	1名以上	3名以上
	2級、初任者研修、実務者研修修了者		1名以上	1名以上	2名以上

- ① 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び第一号事業訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導 訪問介護計画及び第一号事業訪問型サービス介護計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等は、指定訪介護及び第一号事業訪問型サービスの提供に当たる。

(3) 営業日及び営業時間

- ① 月曜日から日曜日までとする。
- ② 営業時間 午前0時から午後24時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

5. 職務内容

可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

訪問介護

- ①身体介護
- ②生活援助

サービス名称	サービスの内容	単位
身体介護	20分未満	163/日

	20分以上 30分未満	244/日
	30分以上 1時間未満	387/日
	1時間以上 1時間30分未満	567/日
生活援助	20分以上 45分未満	179/日
	45分以上	220/日
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65/日

## 6. 利用料金

### (1) 訪問介護

①お支払いいただく料金は負担割合に応じて、負担額が変動します。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

- 事業所所在地檀原市（7級地 10.21）の地域加算が加えられます。
- 事業所加算Ⅱを取得致しましたので（10%）が加算されます。
- 令和8年6月より介護報酬改定により介護職員等処遇改善加算Ⅰロ：所定単位数の28.7%が加算されます。
- 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。
- ご利用者やご家族からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ヘルパーが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は、緊急時訪問介護加算を算定いたします。
- 新規に訪問介護計画を作成した場合、初回にヘルパーが訪問した月と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問を行う場合、又は他のヘルパーの訪問に同行した場合は、初回加算を算定いたします。

### ②交通費

前記4の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、交通費の実費が必要です。

(2) 訪問介護の利用の中止

急な利用の中止の場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 0744-28-6527 小野 員弘 迄)

ご利用日の前日午後5時迄にご連絡いただいた場合	無 料
ご利用予定日当日及びヘルパーが訪問した場合	2,000円 (非課税)
ご利用日の前日午後5時以降にご連絡いただいた場合	1,000円 (非課税)

(3) その他

- ①指定地域以外の交通費をいただく場合は、実費をいただきます。
- ②ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者のご負担になります。
- ③料金のお支払方法  
毎月、10日前後に前月分のご請求をさせていただきます。  
  - 南都銀行もしくはゆうちょ銀行の自動引き落としとさせていただきます。  
どちらの支店でも結構です。  
所定の用紙を別途お渡しします、毎月18日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動引落させていただきます。

7. 当社の訪問介護サービスの特徴等

高齢者を敬い、ご家族の心身の介護のご負担をお察ししながら、信頼関係を大切にして、介護保険法に基づきニーズにお答えしてまいります。  
豊富な人材の中からご期待に添えるサービス従事者を派遣するよう努力します。  
事前に責任者がご自宅へ伺い、ご利用者のご様子やご家族のご要望をお聞きします。

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	○	毎月1回 キャリアアップ研修会の実施

担当ヘルパーの交替	○	よりよい介護の為に原則 1 年以内での交替をします。
-----------	---	----------------------------

## 8. 緊急時・事故発生時の対応方法について

緊急時には、下記にご連絡ください。応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡を行います。

緊急時の連絡先 0744-28-6527 小野 員弘

365 日 24 時間連絡の取れる体制で対応します。

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。

## 9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 10. 秘密保持

- (1) 事業者および従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得たご利用者、ご利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、従業員が退職後、就業中に業務上知り得たご利用者、ご利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らしません。

## 11. 記録の保存

事業者は、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等をサービスを提供した日から 5 年間保存します。

## 12. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から

評価を行っています。

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
第三者評価機関	
評価結果の開示状況	

### 1 3. サービス内容に関する苦情

社会福祉法人うねび会 苦情・相談受付窓口 担当：小野 員弘

電話 0120-508-085

奈良県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談苦情窓口

電話0120-21-6899

橿原市長寿介護課課

電話0744-22-8108

奈良県運営適正化委員会

電話0744-29-1212

### 1 4. うねび会の概要

名称・法人種別 社会福祉法人うねび会

代表者 理事長 酒井 宏和

所在地 橿原市北越智町322

事業内容

- 訪問介護
- 通所介護
- 居宅介護支援
- 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特別養護老人ホーム
- 短期入所生活介護
- 保育園
- 養成講座
- 日常生活支援総合事業 第一号訪問事業
- 日常生活支援総合事業 第一号通所事業

